

【答申の概要】 諮問第206号特定の大学病院の医師に係る精神保健指定医の取消に関する文書の部分開示決定に対する異議申立て

件名	特定の大学病院の医師に係る精神保健指定医の取消に関する文書の部分開示決定に対する異議申立て
本件対象公文書	平成27年4月及び6月に行われた聖マリアンナ医科大学病院に関連する精神保健指定医計23名に対する精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第19条の2第2項に基づく指定の取消処分について厚生労働省から連絡・通知を受けた実施機関が、関係機関に対して調査を行い、その結果を同省に報告するまでの一連の文書
非開示理由	条例第7条第2号（個人情報）、第3号（事業活動情報）及び第6号（事務事業情報）
実施機関	静岡県知事（健康福祉部障害福祉課）
諮問期日	平成28年1月7日
主な論点	特定の処分を受けた医師の勤務先病院及び患者等の個人情報該当性等
審査会の結論	<p>静岡県知事の決定は妥当である。</p>
審査会の判断	<p>（1）本件対象公文書について</p> <p>平成27年4月及び6月、聖マリアンナ医科大学病院に関連する精神保健指定医計23名に対し、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第19条の2第2項に基づく指定の取消処分が行われた。</p> <p>本件対象公文書は、厚生労働省から当該処分に係る連絡・通知を受けた実施機関が、関係機関に対して調査を行い、その結果を同省に報告するまでの一連の文書である。</p> <p>（2）非開示情報該当性について</p> <p>実施機関は、本件対象公文書について別記3（略）に掲げる部分を開示しないこととしていることから、以下、検討する。</p> <p>ア 処分対象医師の個人情報</p> <p>処分対象医師の①報道提供されていない姓、②住所、③指定医証取得年月日、④指定医証番号、⑤指定医証交付年月日、⑥勤務先病院の名称や所在地、⑦勤務先病院における常勤・非常勤の別等の勤務態様、勤務期間に係る情報が非開示とされている。</p> <p>これらは、処分対象医師の個人に関する情報であり、条例第7条第2号ただし書のいずれにも該当しないことから、非開示が妥当である。</p> <p>また、それぞれの文書において、処分対象医師の氏名が記載されており、当該氏名が記載された部分は開示されているため、条例第8条第2項の規定による部分開示の余地はない。</p> <p>イ 処分対象医師が勤務していた病院の担当者名、医師名及び指定医名</p> <p>特定の病院に勤務する個人の情報であり、条例第7条第2号ただし書のいずれにも該当しないため非開示とすることが妥当である。</p> <p>また、氏名等の個人識別部分そのものであるため、条例第8条第2項の規定による部分開示をすることもできない。</p> <p>ウ 処分対象医師が関与した指定医業務に係る対象者（患者・被診察者）の個人情報</p>

①指定医業務に関する調査対象者一覧表及び検証チェック表に記載された患者の氏名、措置診察日、入院日、隔離日、拘束日等の情報、②措置入院のための移送に関する事前調査票に記載された措置入院のための診察が必要と考えられる者の氏名、性別、生年月日、住所、職業、調査時の状況等の情報、③措置入院に関する診断書の被診察者の氏名、住所、生年月日、職業、年齢、生活歴、現病歴、精神症状等の情報が非開示とされている。

これらはいずれも、処分対象医師が関与した指定医業務に係る対象者（患者・被診察者等）の個人に関する情報であり、条例第7条第2号ただし書のいずれにも該当しないことから、非開示とすることが妥当である。

また、調査や診察時における症状等、個人の人格に密接に関わる特段の配慮を要する情報が記載されているため、氏名等の個人を識別できる部分を除いたとしても、当該個人の権利利益を侵害するおそれがあるため、条例第8条第2項の規定による部分開示をすることはできない。

エ 聖マリアンナ医科大学の担当者個人の氏名

特定の大学の事務担当者個人の情報であり、条例第7条第2号ただし書のいずれにも該当しないため、非開示とすることが妥当である。

また、氏名等の個人識別部分そのものであるため、条例第8条第2項の規定による部分開示をすることもできない。

オ 厚生労働省職員の個人メールアドレス

厚生労働省において、各職員の業務遂行のために付与されているものであり、指定医取消事案に関する担当者のメールアドレスを公にすることにより、不特定多数の者から、本来の業務目的以外のメールが大量又は無差別に送信されるなど、当該職員の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、条例第7条第6号柱書きに該当するため、非開示とすることが妥当である。

(3) 審査請求人のその他の主張について

ア 異議申立人は、条例第9条の適用に関し、実施機関に裁量権の逸脱又は濫用があったと考えているとして、公益上の理由による裁量的な開示をすべきだとする趣旨の主張を行っている。

しかしながら、処分対象医師の氏名、処分理由、処分対象医師が関与した事案の調査結果の概要など、指定医取消事案に関する情報は一定程度公にされており、本件処分非開示とした情報を公にすることによる利益が、非開示とすることにより保護される利益を上回るものと認めることはできないことから、実施機関が同条による裁量的開示を行わなかったことについて、違法又は不当な点は認められない。

イ また、異議申立人は、取消処分を受けた指定医が行った措置診察に対する報償費の支払に係る文書、医療保護入院に関連する文書、退院請求に関する文書等も特定すべきだとも主張する。この点、実施機関は、以下のとおり説明する。

(ア) 退院請求に関する業務は、国からは検証のみならず、件数報告も求められておらず、実施機関においても独自の対応をとっていない。医療保護入院については、手続上、第三者機関である精神医療審査会において、医療保護入院中の者について入院の必要があるかどうかに関し審査済であることから、検証は求められず、件数報告のみでよいとの国からの指示を受

け、実施機関においても独自に調査を行っていないため、国への件数報告した文書を特定したものである。

(イ) 取消処分を受けた指定医が行った措置診察に対する報償費の支払は行っているが、検証作業の結果、国への調査結果等報告書の区分でいう「判断に妥当性がないとは言えないもの」となったため、返還を求める検討は行っておらず、検討に当たっての公文書も存在しない。実施機関の上記の説明に、特段不自然、不合理な点は認められず、本件対象公文書を特定したことは妥当である。

その他、異議申立人は種々主張するが、本件における当審査会の判断を左右するものではない。